

障がい者(児)福祉制度のご案内



問い合わせ先

市ホームページ

市役所福祉課障がい福祉係 ☎76-8142、FAX.52-3749、✉fukusi@city.owariasahi.lg.jp

事前の手続きが必要ですので、詳細はお問い合わせください。

| | 名称 | 内容・対象者など(所得制限や生活状況などで該当しない場合があります) |
|--------------|------------------------|---|
| 手帳 | 身体障害者手帳 | 身体の機能に一定以上の障がいがあると認められたかた |
| | 療育手帳 | 18歳以前に知的障がいがあると判定され、それが持続しているかた |
| | 精神障害者保健福祉手帳 | 精神に障がいがあり、日常生活などで制約のあるかた |
| 手当 | 特別障害者手当 | 20歳以上で著しい重度の障がいがあり、日常生活で常時特別の介護を必要とするかた |
| | 障害児福祉手当 | 20歳未満で著しい重度の障がいがあり、日常生活で常時介護を必要とするかた |
| | 特別児童扶養手当 | 知的発達または精神、身体に障がいのある20歳未満の児童を養育しているかた ※詳細は、こども課にご相談ください |
| | 在宅重度障害者手当 | 在宅で身体障害者手帳1・2級のかた、重度知的障がい者(IQ35以下)のかた、身体障害者手帳3級かつ中度知的障がい者(IQ50以下)のかた ※平成20年4月1日以降に手帳を65歳以上で新規に取得されたかたを除く |
| | 重度心身障害児介護手当 | 18歳未満の1・2級の重度身体障がい児または重度知的障がい児(IQ35以下)の介護者 |
| 医療費の助成 | 自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院) | <ul style="list-style-type: none"> ●更生医療/身体障害者手帳を持つ18歳以上で、身体機能の回復を図るために必要な医療費の給付 ●育成医療/18歳未満で、生まれつきの障がいや疾患などについて、生活能力を得るために必要な医療費の給付 ●精神通院/精神的な病気の治療のためにかかった通院医療費を給付 |
| 日常生活の支援 | 補装具費の支給 | 身体障害者手帳や療育手帳をお持ちのかた、障害者総合支援法施行令で定める難病のかたに、身体機能の障がいを補い、日常生活を容易にするための器具の購入・修理に必要な費用を支給 |
| | 日常生活用具の給付 | 身体障害者手帳や療育手帳をお持ちのかた、障害者総合支援法施行令で定める難病のかたに、日常生活の便宜を図るための生活用具を給付 |
| | 紙おむつの給付 | 療育手帳A・B判定をお持ちのかたで紙おむつなどが必要な場合に、月30枚程度給付(尿とりパッドは月60枚程度給付) |
| 交通・社会生活などの支援 | 自動車運転免許取得費助成 | 身体障害者手帳をお持ちのかたが運転免許を取得した場合に、費用の一部を助成(免許取得後6カ月以内に申請が必要) |
| | 自動車改造費助成 | 運転免許証の「免許の条件等」が付された身体障害者手帳をお持ちのかたで、就労などに伴い自動車のハンドルやアクセルなどの改造が必要な場合に費用の一部を助成(所得制限あり) |
| | 移送サービス助成 | 身体障害者手帳をお持ちのかたで、肢体不自由(上肢機能障がいを除く)1・2級のかたに、特殊車両(リフト付き車両)を利用する際の利用料を助成●1回当たり4,000円以内 ●年間12回分●障がい者タクシー、高齢者バス・タクシー利用助成との併用不可 |
| | タクシー料金助成 | 身体障害者手帳/1・2級、下肢・体幹機能障害3級、療育手帳/A・B判定、精神障害者保健福祉手帳/1級のかたに、初乗りの基本料金(500円以内)を助成●年間36回分 ●チケットが必要●利用できるタクシー会社の制限あり●移送サービス、高齢者バス・タクシー利用助成との併用不可 |
| | 有料道路通行料の割引 | 障がい者自ら運転または介護者の運転により、有料道路を利用する際の通行料を割引 |
| | NHK放送受信料の減免 | 全額減免/身体・知的・精神障がい者が世帯構成員で、世帯全員が市民税非課税の場合 半額減免/世帯主が視覚・聴覚障がい者、1・2級の身体障がい者、A判定の知的障がい者、1級の精神障がい者のいずれか |
| その他の福祉サービス | 介護給付 | 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援 |
| | 訓練等給付 | 自立訓練(機能訓練・生活訓練)、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援(A・B型)、就労定着支援、共同生活援助(グループホーム) |
| | 障害児通所給付 | 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援 |
| | 地域生活支援事業 | 移動支援、日中一時支援、地域活動支援センター、訪問入浴 |